

総務文教常任委員会資料

令和5年6月2日

教育委員会事務局
こども未来部 発達サポートセンター

目 次

発達サポートセンターの事業について

- 1 事業の概要 P 1
- 2 療育事業の変更について P 3
- 3 関係課との連携 P 3

(別添資料) 連携図

発達サポートセンターの事業について

1 事業の概要

(1) 相談事業

子どもの成長や発達が気になる等の保護者に対し、発達検査等を行いながら個々の特性を理解し、適切な関わり方についての助言を行っています。

ア 子どもの発達・何でも相談

各分野の専門家による相談業務を行っています。

① 医師による発達相談

月1回～2回実施。主に全体の成長発達についての相談

② 臨床心理士による検査・相談

月1回～2回実施。子どもの得意なこと、苦手なことを見つける検査

検査名	対象年齢	用途
新版 K 式発達検査 2001	0歳～成人	発達指数、運動・姿勢、認知・適応、言語・社会について数値化できる。
WISC-IV	5歳～16歳11ヶ月	全検査、言語理解、知覚推理、ワーキングメモリー、処理速度、5つの合成得点を算出できる。
WAIS-IV	16歳～90歳11ヶ月	全検査、言語理解、知覚推理、ワーキングメモリー、処理速度、5つの合成得点を算出できる。

③ 臨床心理士による相談

月1回実施。主に保護者からの子育て等の相談

④ 理学療法士による運動発達相談

年4回実施。基本的な粗大運動についての相談

⑤ 作業療法士による運動発達相談

年4回実施。日常生活動作についての相談

⑥ 言語聴覚士による言語発達相談

年7回実施。言葉についての相談

子どもの発達・何でも相談 延べ人数※①～⑥の相談での重複あり

(単位：人)

相談種別 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①医師による 発達相談	79	80	81	83	84	83
②臨床心理士による 検査・相談	159	175	156	188	210	225

③臨床心理士による 心理相談* ¹	24	24	29	24	19	16
④理学療法士による 運動発達相談	11	16	16	9	14	16
⑤作業療法士による 運動発達相談	—	—	—	—	3	5
⑥言語聴覚士による 言語発達相談	17	17	15	23	18	19
合計	290	312	297	327	348	364

*¹ = 検査なしの相談のみ

イ 電話・来所相談

発達サポートセンターの職員（保健師、臨床心理士）が相談を受けています。
就学に関する相談であれば、教育相談支援員又は合理的配慮協力員が対応します。

(2) 巡回相談事業

センターの職員や専門家が園、小・中学校を巡回して相談を受け、支援の必要な子どもに対し、特性を理解した上での適切な関わり方について、指導・助言を行います。
また、サポートファイルの重要性について説明し、積極的な活用を推進します。

(3) 療育事業

支援の必要な子どもの早期発見に努め、就学前の子どもや小学校低学年の子どもを対象にした小集団療育・個別療育を実施し、良好な人間関係を築くことができるように支援します。

ア 就学移行支援プログラム（e-スタートプログラム）

就学移行支援プログラム 参加者数 (単位：人)

参加者数 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実人数	—	9	10	9	9	26
延べ人数	—	48	23	48	19	79

イ ペアレントトレーニング（子どものいいところ伸ばし講座）

ペアレントトレーニング 参加者数 (単位：人)

参加者数 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実人数	12	12	9	8	4	6
延べ人数	54	52	32	44	16	27

ウ ソーシャルスキルトレーニング（友-UP）

ソーシャルスキルトレーニング 参加者数 (単位：人)

参加者数 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実人数	—	—	8	8	6	6
延べ人数	—	—	37	28	8	22

(4) 研修・啓発事業

教育、福祉従事者や、市民を対象に、それぞれのニーズや状況に応じた研修を実施し、発達障害等に関する啓発を行います。

2 療育事業の変更について

今年度から、小集団療育と同様に個別療育にも重点を置いたサービスを提供するように変更しました。

子どもが集団社会へと進出していくためには、小集団社会を経験することで、個の力を伸ばすことが必要であり、その助けとなるのがそれぞれ小集団療育と個別療育です。子どもにより、いきなり小集団社会を経験する方が良い子もいれば、個別の療育を経て小集団社会を経験する方が良い子もいます。

そこで今年度から、より子どもにとって個の力を伸ばす筋道を提示できるよう、事前に保護者や子どもと十分に話し合いを行い、保護者の希望や子どもの成長段階、福祉サービスとの兼ね合いを見極めながら、個別・小集団療育や福祉サービスによる療育へと繋げていきます。

これにより、子どもの成長段階に合わせた療育を提供できるようにします。

3 関係課との連携

令和4年度 乳幼児健診（健康課）から発達サポートセンターへの紹介者数 (単位：人)

健康課		発達サポートセンター		計
事業名	受診者数	新規相談者	継続相談者	
1歳6か月児健診	311	2	—	2
2歳児育児教室	301	11	1	12
3歳児健診	323	28	9	37
合計	935	41	10	51

↓

相談者数 (単位：人)

医師による発達相談	7
臨床心理士による心理相談	2
臨床心理士による発達検査	12
言語聴覚士による言語相談	2
合計	23

令和4年度 療育紹介者数

(単位：人)

	子どもの発達・何でも相談への相談者数	療育の紹介者数
未就学	182	34
就学後	89	3

2 巡回相談事業 (定期、個別)

定期園巡回相談は、園からの相談申請があり、発達サポートセンター職員が園へ巡回し、集団生活を観察後、相談を行う。

個別園巡回相談は、園の希望により、北はりま特別支援学校の先生が同行して行う又は発達サポートセンターの職員が相談に応じる。

4 研修事業 (サポート研修)

市民向け研修、園、小学校・中学校等の教員、介助員、スクールアシスタント等の職員を対象にした研修

1 相談事業 (子どもの発達・何でも相談)

- ① 医師による発達相談
月1~2回実施
全体の成長発達についての相談
- ② 臨床心理士による発達検査 (新版K式発達検査2020)
月1~2回実施
子どもの得意なこと、苦手なことを見つける検査
- ③ 臨床心理士との心理相談
年12回実施
子育て等の相談
- ④ 理学療法士による運動発達相談
年4回実施
基本的な粗大運動についての相談
- ⑤ 作業療法士による運動発達相談
年4回実施
日常生活動作の相談
- ⑥ 言語聴覚士による言語発達相談
年7回実施
ことばの相談

一年に一度保護者に連絡をとり、様子を尋ね、保護者と相談した上で、子どもの発達・何でも相談へつなぐ。

電話・来所相談
保健師、臨床心理士が相談に応じる。
就学に関する相談であれば、教育相談支援員又は合理的配慮協力員が相談に応じる。

●サポートファイル管理

※診断、特別児童扶養手当・手帳取得のための検査はしていない。

3 療育事業

子どもの発達・何でも相談を利用された年長児
※2月~4月
就学移行支援プログラム (e-スタートプログラム)
就学前に学校生活がイメージできるようなプログラムを体験し、スムーズに学校生活に移行できるよう支援する。

子どもの発達・何でも相談を利用された年長児の保護者
※9月~12月
ペアレントトレーニング (子どものいいところ伸ばし講座)
子どもの「行動」に焦点をあて、関わり方や育て方を支援するための保護者向けのプログラム。

保護者
① 発達サポートセンターが開催した市民研修を聞き、発達サポートセンターに相談する。
② 園の先生から発達サポートセンターを勧められ相談する。

園

サポートファイル

社会福祉課

療育を実施している事業所の情報提供
通所受給者証の申請・交付
※必要時、発達サポートセンターと社会福祉課で情報を共有する。

障害者手帳の申請受付
(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)

健康課

健診 (1歳6か月健診、3歳児健診)、
2歳児育児教室、
相談 (10か月相談、子育て相談)
※必要時、発達サポートセンターと健康課で情報を共有する。

医療機関 (小児科、医療センター等)
診断、服薬、療育

他課等の連携

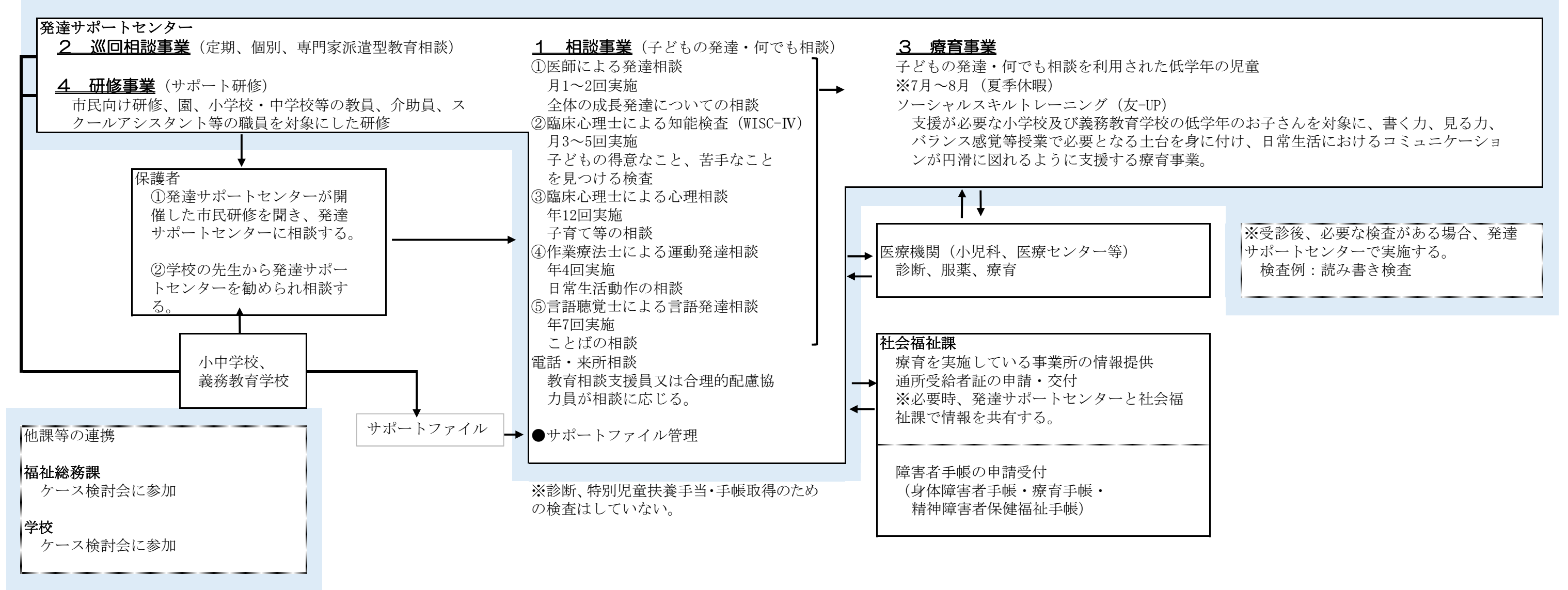
福祉総務課

ケース検討会に参加

こども教育課

入園手続き時に保護者が情報共有を同意している場合、相談の有無を伝える。

就学後



高校以降

